

会 務 月 報

第307号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成20年 8月常任理事会概要

1. 日 時 平成20年8月29日(金)13:30～16:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

(内、表決委任状提出者1名含む)

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山崎善利、鈴木誠一、外木場久雄、
八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、
髭右近外嘉、山田美光

特別出席

井上俊之国土交通省住宅局建築指導課長

深井敦夫国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

宿本尚吾国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

大島敦仁国土交通省住宅局建築指導課課長補佐

欠席者(表決委任者)本澤宗夫副会長

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務課長

5. 議 事

(1)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

2008-10 日事連会務月報

鈴木誠一副会長、外木場久雄副会長

(2)議事進行役 山本茂男副会長

会長の提案により、常任理事会の議事進行を副会長が順番制で受け持つこととし、今回は山本副会長が議事進行を行うこととした。

(3)国土交通省からの説明及び意見交換

井上国土交通省住宅局建築指導課長の挨拶の後、担当官より改正建築基準法施行(19/6/20)後の確認手続の円滑化を図るためこれまでの取組、20/11/28施行予定の改正建築士法の政省令等の準備状況及び周知状況等、住宅着工、建築確認の動向及び構造/設備設計一級建築士資格取得の講習(みなし講習)の受講申込者数等について参考資料により説明がなされた。その後意見交換が行われ、主な意見交換の概要は次のとおりであった。

設備設計一級建築士資格取得講習(みなし講習)の合格者が少ない場合の対策について

合格者の発表はなされていないが、対象となる建築物の各県の着工件数から推測し、設備設計一級建築士の数が不足する可能性がある県については、該当する県と情報を共有して行政と建築関係団体が円滑な施行に向けての対応を協議することを考えている。また、資格者の確保のため、みなし講習での考査の不合格者に対して追試の実施も考えている。また、20/11/28の法施行後においても設備設計建築士制度のスタートである21/5/27までに講習(本講習)・考査を行い、設備設計一級建築士の数を確保していきたい。

構造/設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合の責任は個人責任ではないか、また、委託料についてはどのように考えているか。

建築士事務所に所属する構造/設備設計一級建築士が行うことになる。委託・受託関係は建築士事務所と建築士事務所の関係になる。

委託料は市場原理に委ねることになると思う。また、県を越えた設計が行われているので、当初多少混乱

があっても、市場によって適正な価格が形成されていくのではないかと。

構造設計一級建築士が法適合確認を行った設計がさらにチェックの法適合判定を受けるというシステムの疑問について

今回の構造計算書偽装事件の反省を踏まえて、設計者側の工学的判断を専門家による審査で確認し、さらに建築確認の側でチェックとして最適な工学的判断の結論を得ることを目的としており、別のものとして考えている。

建築物が法適合判定者の過剰な指導によって仮に悪い結果になった(例えば瑕疵が生じた)場合の責任について

確認業務が行われた実態と設計との実態に則した個別事由により責任分担が決まるものと考えられる。

建築士の全体数からするとわずかな建築士が悪いことをしたことによりすべての建築士が縛りを受ける改正になった

当時の社会情勢からいって、建築確認制度及び建築士制度等への国民の信頼回復のためにこのような仕組みを構築することが必要であったということを理解してほしい。その後のマシンの全国的な構造計算の再調査のダブル調査をみても、15%程度は違法な設計があり、一握りのわずかな建築士の行為とは言えないのではないかと。

(4) 専決事項

1) 平成20年度日事連建築賞の表彰者決定の件

山崎副会長(日事連建築賞選考委員)及び事務局より、資料1によって坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告がなされ、平成20年度日事連建築賞選考経過及び受賞作品案について次の趣旨の説明がなされた。

27単位会から第1次審査を経て一般建築部門21点、小規模建築部門25点の合計46点の建築作品が応募された。6月24日に選考委員会を開催し第2次審査を行い、一般建

築部門9作品、小規模建築部門8作品を日事連建築賞候補として選定した。さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門7作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行うこととした。現地審査は7月17日から8月8日にかけて行い、8月8日に最終選考委員会を開催した。各委員の投票及び討議の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門4点、小規模建築部門2点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門4点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする選定を行った。以上の説明の後、山本副会長より、平成20年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ、異議なく次のとおり平成20年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

小規模建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
国土交通大臣賞	東京	川本製作所東京ビル	(株)日建設計
優秀賞	新潟	新潟大学科学技術交流悠久会館	西村伸也研究室・新潟大学施設管理部、鹿島建設(株)北陸支店
優秀賞	愛知	すがぬま耳鼻咽喉科	中日設計(株)
奨励賞	北海道	デンタル長浦歯科クリニック	柳雅人建築設計工房
奨励賞	宮城	“のびやかに呼吸する家”～自然素材をつかって～	(株)東北建築設計監理事務所
奨励賞	長野	わたぼうしふぁーむ	HAL設計室
奨励賞	長崎	医療法人 田村内科神経内科 油木坂クリニック	イターガイ一級建築士事務所
奨励賞	熊本	山鹿バスの駅	大和設計(株)

一般建築部門

受賞名	単位会	建築作品名称	応募建築士事務所
日事連会長賞	北海道	大成札幌ビル	大成建設札幌支店 一級建築士事務所
優秀賞	東京	北日本新聞 創造の森『越中座』	鹿島建設(株)一級建築士事務所
優秀賞	東京	東京松屋UNITY	1級建築士事務所 河野有悟建築計画室
優秀賞	石川	かほく市立大海保育園	(株)MAC建築研究所
優秀賞	大阪	龍谷大学大宮学舎 大宮図書館	(株)日建設計 大阪オフィス一級建築士事務所
奨励賞	北海道	北見信用金庫本店	(株)北海道日建設計
奨励賞	東京	南越前町立今庄小学校	(株)石本建築事務所
奨励賞	大阪	高松大学 学生会館	(株)竹中工務店 大阪一級建築士事務所
奨励賞	福岡	熊本県こども総合療育センター	(株)日建設計

2) 建築士定期講習(法定講習)の実施の決定の件

佐野常任理事(教育・情報委員長)及び事務局より、教育・情報委員会で検討した建築士定期講習の実施に係

る、登録講習機関と実施協力機関の業務分担、受講料収入の割り振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールについて資料2によって次の趣旨の説明がなされた。建築士定期講習は民間の登録講習機関が参入することになるが、日事連及び士会連合会は建築技術教育普及センター(以下「教育普及センター」という)(登録講習機関予定)が行う建築士定期講習の実施協力機関となって取り組む方向で協議を進めてきた。定期講習の実施については、教育普及センター、日事連及び士会連合会の三者間で協力することとし、実施協力機関となる日事連及び士会連合会との間で同講習の実施に係る基本合意については本年3月の通常理事会で承認された。その後、日事連及び士会連合会との間で相互協力を行うことを旨とする基本合意書を6月に締結した。この定期講習の実施は来年の2月からを予定している。また、受講申込書の配布及び受付が本年12月1日から予定されているため、会場確保等の準備を進めるべく単位会に協力要請を行う必要がある。このため、これまで三者間で協議してきた業務分担、受講料収入の割り振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールについて教育・情報委員会で検討を行った。各検討項目の要点は次のとおりである。

業務分担では、既に実施されている管理建築士資格取得講習の受講受付事務の業務とほぼ同じであるが、建築士定期講習では実務経歴審査の業務がなくなったこと、受講料収入(15,000円・税別)の割り振り額では、日事連の会員団体(単位会)は委託費が1名あたり6,370円(講習会場費及び講師謝金・講師旅費は建築技術教育普及センターから支給)、日事連の委託費は1名あたり700円、教育普及センターが1名あたり7,930円となっている。当面の基本方針では、建築士定期講習は実施する講習機関が複数存在するため単位会の会員建築士事務所に所属する建築士を対象とすることに軸足を置くこと、また、来年2月、3月には極力1回以上実施すること、ただし、管理建築士資格取得講習も社会的要請・使命と

して必ず実施すること等としている。当面の主なスケジュールでは、三者で最終の調整及び協議を行ったうえで9月中旬に単位会に会場確保等の協力要請を行う。11月上旬に事務局説明会を行い、12月上旬に受講申込書の配布と受付を行う。来年2月、3月に定期講習実施となっている。

なお、現状では受講料の納入が受講受付前に納入という形式となっているため、受講受付窓口でのトラブルと事務処理が増加することが予想される。このため、受講料を受講申込後または受講申込時の納入への変更を教育普及センターへ申し入れることとした。また、本連合会の定期講習については、岐阜県を除く、46の会員団体で実施することとする。

以上に関連した主な質疑は次のとおりであった。

- 管理建築士も定期講習を受けなければならないか。
 - 定期講習を受けなければならない。
- 受講者は定期講習の初回受講を平成23年度とすることができるか。
 - 可能である。
- 単位会への事務委託費の増額及び前払い委託費の支払いを50%ではなく100%にできないか。
 - 単位会への事務委託費は一年以上前から三者間で協議を重ね合意にこぎ着けたという経緯があり、今の時点で出発点に戻ることは、今後の準備のスケジュールから判断すると困難である。定期講習の実施結果に基づき単位会事務委託費の増額については、次年度以降、建築技術教育普及センターと協議していきたい。
- 現行では講習前に前払い委託費の支払いが50%、講習実施終了後に50%を支払う仕組みとなっている。前払い委託費の増額については70%とする方向で調整しているところであるが、前払い委託費の100%の支払いについては、今後、建築技術教育普及センターと協議していきたい。
- 定期講習の受講料は誰が負担するのか。

- 建築士事務所の開設者の判断によるが、建築士事務所が負担するのが至当と考える。

山本副会長より、建築士定期講習(法定講習)の実施に係る業務分担、受講料収入の割り振り額、当面の基本方針、当面のスケジュールを諮ったところ資料2のとおりこれを了承し、これを踏まえ、単位会に対し会場確保等の実施協力の要請を行うことを決定した。

(5)協議事項

1)苦情の解決業務の実施体制の確立について

髭右近常任理事(指導委員長)及び事務局より、指導運営委員会及び苦情の解決業務対応ワーキングチームで検討してきた苦情の解決業務の実施体制の確立について、単位会に対し「苦情の解決業務」の実施準備を要請するため資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

法定団体の業務の一つである「苦情の解決業務」の実施準備の要請文書を単位会宛に9月上旬に送付すること及びその体制整備のため一定期間の苦情の解決業務育成支援制度の創設を提案する。苦情の解決業務育成支援制度は、業務確立経費の助成として、平成20年10月1日から平成22年3月31日の間、年度ごとに各単位会一律5万円を助成する。業務実施報告経費の助成として、平成20年12月1日から平成23年3月31日の間、苦情の申出人と面接を行った案件のうち、当該年度に苦情解決業務が終了した案件に対して、報告様式とは別に案件解決の概要を添付することを条件に1案件1万2千円を助成する。このことにより予算の更正が必要となるが、理事会の承認を得た後に中間決算の状況を踏まえて必要な予算更正を行いたいと考えている。

これに関連した質疑は次のとおりであった。

・裁判外紛争処理(ADR)との関係について

- ワーキングチームで検討を行ったが、今回の苦情解決業務は建築士法第27条の5の規定に則り行う業務であるため標準的な苦情解決業務マニュアルからは除外している。また、裁判外紛争処理は法務省管轄の法律であるが、そ

の内容の検討をしている単位会も若干あると聞いている。

協議の結果、資料3の「苦情の解決業務」の実施準備の要請文書を単位会宛に送付することを了承するとともに、苦情の解決業務育成支援制度の創設を9月通常理事会に提案することを決めた。

2)第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について事務局より、資料4を基に全国大会実行特別委員会で検討した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)(10月3日開催)の当日の行事及び正副会長の担当事項、シボ・ジムのパ・リスト名、日事連建築賞の受賞作品パ・ルの展示の他、建築・空間・デジタル・アーカイブスの依頼による建築物等の収蔵写真のパ・ル展示を行うこと等の運営について及び全国大会の参加予定数についての説明がなされた。なお、現在の参加者数に100名程度余裕があるため単位会を通じて参加希望者を募ることとしたい。

協議の結果、当日の運営等及び単位会を通じて追加参加希望者を募ることを了承し、資料4の当日の運営等を9月通常理事会に報告することを決めた。

3)九州・沖縄ブロック協議会からの要望について

八島副会長及び原田常任理事より、九州・沖縄ブロック協議会からの要望について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

問題点の主な事項は次の事項である。

構造/設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合の責任が個人責任であること

構造設計一級建築士が法適合確認を行った設計がさらに法適合判定を受けるシステムへの疑問

運用開始直後から予測される有資格者の不足によって生じる混乱

国土交通省に早く働きかけ問題の是正につながる活動を日事連に要請する。

会長より、次の発言があった。

今回の法改正に先立って、社会資本整備審議会建築

分科会基本制度部会で日事連は一級建築士の枠外での専門資格の創設を主張し、意見書の提出等を行ったが、一方で建築士資格の枠内で専門資格の創設を主張する委員もいた。このような背景があって、結果的にこのような制度改正が国会を通過し法律が成立した。この法律が成立した後も国土交通省に対して、専門資格者の数が確保できるまで、一級建築士及び建築設備士が設計図書に捺印することにより、設備設計一級建築士と同等の扱いができるよう暫定期間を設けるべきである等の折衝を行ったが、国会で成立した法律を法律施行前に改正することは、現状では困難であり、専門資格者の確保に努力しようとのことであった。専門資格者の第1回目合格発表がまだなので、その結果によって国土交通省が各県とともに対策を講じること、今後予定される追試、本講習の実施による対応等を勘案し対処していく。この制度は、中長期的に建築関係団体とともに考えるべき問題である。

協議の結果、合格者の発表後の状況を把握し、国土交通省の考えている対策を踏まえて今後の対処方法を判断していくこととした。

4)9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料6により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料6を9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(6)報告事項

1)四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款改正検討委員会の開始について

事務局より、本年11月28日に改正建築士法等が施行されるに伴い現行約款の改正すべき事項の検討を行うため、日事連が事務局となり日本建築士会連合会、日本建築家協会、建築業協会とともに検討委員会の活動を開始する。検討委員会は契約約款を検討するグループ

と業務委託書内容を検討するグループに分かれ、11月27日の完成を目標にそれぞれ作業を進めていく旨の内容が資料7によって報告された。

2)会員・構成員異動報告

平成20年7月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料8のとおり。

平成20年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,699事務所、賛助会員5社

名称変更(平成20年7月9日付)

(新)社団法人宮崎県建築士事務所協会

(旧)社団法人宮崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年7月31日付)

(新)社団法人長崎県建築士事務所協会

(旧)社団法人長崎県建築設計事務所協会

名称変更(平成20年8月5日付)

(新)社団法人京都府建築士事務所協会

(旧)社団法人京都府建築設計事務所協会

3)後援名義等使用の催物及び経過報告について

事務局長よりそれぞれ資料9、資料10により報告がなされた。

<配付資料>

資料1:平成20年度「日事連建築賞」審査報告

資料2:建築士定期講習について

資料3:「苦情の解決業務」の実施準備について(案)

資料4:第33回建築士事務所全国大会(東京開催)の運営について(案)

資料5:日事連に対する要望について(九州・沖縄ブロック協議会)

資料6:平成20年9月通常理事会開催通知

資料7:四会連合協定建築設計・監理業務委託契約約款の改正作業の検討開始について

資料8:会員・構成員異動報告書

資料9:後援、協賛名義使用の件

資料10:経過報告

参考資料:国土交通省住宅局建築指導課資料

■第6回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成20年8月25日(月)15:30～18:20

会 場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、西倉委員、吉川委員、

宮原委員、荻原委員

事務局:高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、鈴木、

前田、千浜、松谷

欠席者 山崎委員

1. 議題

1)大会参加申込状況等について

事務局より、大会参加申込の状況等について資料1によって説明がなされた。

8月25日現在で単位会への要請数805名に対し、参加申込者数667名と要請数を下回っているため、単位会を通じて参加希望者を再度募ることとする。大会参加申込状況等については8月29日開催の常任理事会において中間報告を行うこととした。また、国会議員、国土交通省、関係団体等の招待者についての確認を行った。

2)式典等運営案、壇上席次案、客席配席案について

事務局より、式典等運営案、壇上席次案、客席配席案について資料2によって説明がなされた。なお当日の運営等は常任理事会にて説明し了解を得ることとした。

式典等運営案について

○記者会見について(11:00～11:30 3階・彩の間)

出席者:三栖会長、副会長6名、高津専務

○シボ・ジウムについて(13:00～15:00 3階・富士の間)

パ・リスト:北川正恭氏、白石真澄氏、平田京子氏、

三栖邦博日事連会長

コーディネーター:細野透氏

・開演前12:00より3階・錦の間にてシボ・ジウム出演者全員で顔合わせを行う予定。

○大会式典について(15:15～16:40 3階・富士の間)

司会者:西倉努委員、日事連事務局松谷美奈子

主催者側の登壇者:三栖会長、副会長6名、日事連建

築賞選考委員長

・今回の東京開催から開会挨拶及び閉会挨拶を取り入れ、山本副会長、鈴木副会長がそれぞれ担当をすることとした。

・来賓紹介、主催者紹介後に来賓祝辞(国土交通大臣及び自民党議連会長)を行うこととする。

・式典が早く終了してしまった場合の対策として、建築賞受賞者の全員登壇や単位会紹介等が考えられるが、パ・ティ会場への移動時間等、前回の開催よりも所要時間がかかることが予測されるため特別な対策は行わないこととした。

○記念パ・ティについて(17:00～18:45 2階・孔雀の間)

司会者:日事連事務局松谷美奈子

・乾杯での挨拶については日本建築士会連合会藤本昌也会長へ依頼する。

・日事連会長、副会長によるパ・ティ会場入口での来賓等の出迎え及び見送りをを行い、日事連役員総勢で来賓との歓談が出来るよう努めていくこととする。

全国大会実行特別委員会委員等の役割分担について

・全国大会実行特別委員会委員については大会参加者として扱わず、当日は大会運営に努めてもらうこととする。具体的な当日の業務については、次回の委員会にて最終的に役割分担を行うこととするが、シボ・ジウムではa.パ・リストの出迎え及びラッチミティングの同席及び誘導、b.アンケートの回収については、それぞれ大会委員2名で対応することとした。

・当日の受付等業務について近隣の単位会(東京会、埼玉会、千葉会、神奈川会)に各2名ずつ協力を求めることとした。

シボ・ジウム、大会式典、記念パ・ティの会場設置案等について

・各会場設置について図面で確認を行った。修正等については次回の委員会までに行うこととした。

・建築・空間デザイン・グラフィスの依頼による建築物等の

収蔵写真のバツル展示は式典会場受付前休憩場所の一隅を使用することとした。

- ・大会式典の舞台設置については華美な装飾(松や洋花の設置)は避けることとし、舞台吊り看板については大会テーマまで入った大会正式名称の看板を作成することとした。
- ・大会式典会場の座席指定表の貼り付け作業については、一般参加者の座席については行わないこととした。

3)大会プログラムの準備状況について

事務局より、大会プログラムの準備状況について資料3によって説明がなされた。ほぼ、入稿済みとなっており内容については事務局で確認修正を行う。

表紙部分のライン使いについては、2通りの色使いを提案した結果、赤ラインの色使いに決定した。

4)その他確認事項について

事務局より、その他の確認事項について資料4によって説明がなされた。

今回確認を行った項目は次の通り。

- ・大会式典の舞台設置
大内副委員長による図案イメージで設置準備等を行う。
- ・バツル及び名札
(登壇をする来賓)赤大バツル
(登壇しない他関係団体等)赤中バツル
(登壇をする主催者)白大バツル
三栖会長(名札なし)副会長6名(名札あり)
常任理事、専務理事、常務理事(パーティより白中バツル)
(単位会参加者)単位会名、氏名表記の名札
(作品表彰 及び功労者表彰)名札に花ソールを添付
(理事、大会実行委員及び事務局職員)名札紙を色付(マスキ)各社の名刺を使用
- ・大会式典及び記念パーティの台本の確認
台本は、次回委員会までに各委員へ事前に送付し、確認を行う。次回の委員会にて進行方法等の最終確認を行う。

2.次回委員会の開催について

平成20年9月26日(金)15:00～17:00とした。

(配付資料)

資料1:大会参加申込状況等について

資料2:式典等運営案、壇上席次案、客席配席案について

資料3:大会プログラムの準備状況について

資料4:その他確認事項について

■第31回 建築設計制度等対応特別委員会・第16回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年8月19日(火) 10:00～12:45

会 場 日事連会議室

出 席 者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 佐々木宏幸、小林 志朗、榊原 信一、
望月 淳一、佐野 吉彦、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 斉藤 俊夫

委 員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、
近藤 剛啓、近藤 敏春、立田 千秋

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠 席 者 (業務報酬基準ワーキンググループ 委員)近藤 敏春

<配付資料>

資料1:業務報酬基準改定委員会幹事会WG資料(抜粋)

資料2:工事監理ガイドライン策定委員会(第1回)及び同幹事会
(第1回)資料(抜粋)

資料3:建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(暫定版)(案)

以下、事務局より説明があった。

- ・業務報酬基準改定委員会幹事会及び幹事会WGに係る当会での対応について検討するため、引き続き合同会議として開催する。

議事1.業務報酬基準改定委員会幹事会WGの報告及び当会で

の対応の検討について(資料1)

○佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・幹事会WGでは8月5日は工事監理ガイドラインの関係から、標準業務量の工事監理部分に係る検討を行った。8月1日、12日は業務量の内容について、12日の及び14日は標準業務内容と追加業務内容について検討を行った。
- ・本日の当委員会の検討内容を明日20日の委員会・幹事会WG合同会議で示される業務量と標準・追加の業務内容について意見を述べていきたい。今後、幹事会WGは9月2日と11日に開催される。9月24日の最終委員会・幹事会合同会議でとりまとめがなされる予定である。
- ・業務量の回帰式、略算表の補正について
 - 大規模物件については、標準業務人・時数の表で大規模物件については数値を示さない、規模が大きくなると難易度が上がって2類となることを記述する、1・2類ではなく、業務量が減少するため、1・2・3類としてはどうかということ、また、1類と2類の業務量回帰式タイプについてどのような補正を行っているべきかが現在、検討課題となっている。
 - 官民格差に関することについて、施設タイプの行政施設と業務施設を融合させるという案について今後モデルを作成し、検討を継続することとしている。
 - また、統括率、建築基準法の影響、各用途の構造・設備等の業務量バランス、業務報酬基準に関するQ&Aについても検討を継続することとしている。

以上の説明後、主には以下の発言があった。

- 設計業務量で、実態調査結果と現行の略算式(建設工事費デフレーターに基づく補正式)の比較で延べ床面積が一定の㎡数を超えると現行より下回る部分が多くなっている。延べ床面積が大きくなることにより難易度が上がることを示すために略算表で延べ床面積が大きい部分については「-(1/7)」等で示すこととするべきである。延べ床面積の2万㎡からは「-(1/7)」等で示すべきではないか。

○難易度を主張するためには、実態調査に標準、標準外、特殊として本当に標準の運動施設にスポーツ事務があったのかなどの用途を明確にする必要があるのではないか。建築物の施設類型についても整理する必要があるのではないか。

○業務報酬基準の定期的な見直しを行うこととしているが、具体的な期間等が示されることが望ましい。

これらの発言等を踏まえて、佐々木委員が20日の幹事会・幹事会WG合同会議で意見を述べることとした。

議事2.工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会(8/8)の報告について(資料2)

○佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・合同会議には岡本副委員長、佐々木委員が出席した。工事監理ガイドラインのイメージ案が示され、策定方針等について検討した。事務局は(財)建築技術教育普及センターで、次回は10月1日に開催の予定。工事監理ガイドライン策定(案)は11月28日に公表される予定である。
- ・今回、ガイドラインの周知・活用方法等の検討を含め、ガイドライン策定(案)を作成することとしている。
- ・8月28日から数度の幹事会を開催し、事例データの類型化及びタイプの検討及び基本的骨子の検討、工事監理ガイドライン素案の検討・作成を行う予定。
- ・国、建築関係団体及び企業等の工事監理実施要領等について資料収集・ヒアリングにより実態調査を行うこととしており、中小規模事務所でも使用できるガイドラインの作成を念頭にしているため、日事連からも小規模事務所の資料について2社程度の提出依頼があった。

報告後、小規模事務所の工事監理実施要領等について、斉藤WG主査、小林委員、立田委員が資料提出や現状の報告等の協力を行うこととした。

三栖委員長より、「日事連に工事監理ガイドライン策定委員会に対応する委員会として、現在の業務報酬基準WGにおいて工事監理ガイドラインの検討事項を加えて運営していきたい。なお、委員の実状に合わせ委員を追加・交代等して進めていき

たい旨の発言がありました承された。

議事3.建設工場の業務等におけるポイント方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインについて(資料3、資料3-2)

○三栖委員長より次の旨の報告があった。

- ・品確法が施行され、建設工事の発注にも総合評価方式を導入することとなった。次回の公共建築設計懇談会で運用ガイドラインの素案が示されることとなっている。
- ・今回のガイドラインからは土木と建築関係が分けられる。
- ・国交省営繕では今後、現在のポイント方式と総合評価落札方式(標準型、簡易型)、価格競争入札の調達方式を実施することとしている。建築関係のポイント方式についてもポイント方式、総合評価方式(標準型、簡易型)として技術者の成績が重視されることとなる。これに伴い、(財)建築技術教育普及センターでとりまとめている建築CPD情報提供制度も周知していく必要がある。
- ・環境配慮型ポイント方式ということで技術提案も重視される方向である。技術提案に係るコストも考慮して欲しい旨意見を出していきたい。
- ・国交省営繕では設計における基本設計から実施設計についてはポイント方式、実施設計のみについては総合評価(簡易型)で、積算・敷地調査・耐震診断・グリーン診断については価格競争、工事監理については総合評価(簡易型)とすることを基本的な考え方としている。

議事4.その他

○次回日程について

次回委員会開催予定

(今回と同様に合同会議として開催することとした)

平成20年9月10日(水)13:00～15:00 日事連会議室

■第32回 建築設計制度等対応特別委員会・第17回 業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議概要

日 時 平成20年9月10日(水) 13:00～15:20

会 場 日事連会議室

2008-10 日事連会務月報

出席者

<建築設計制度等対応特別委員会>

委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委員 佐々木宏幸、小林 志朗、榊原 信一、
望月 淳一、佐野 吉彦、高津 充良

<業務報酬基準ワーキンググループ>

主 査 斉藤 俊夫

委員 佐々木宏幸、水谷 孝行、大池 真人、
近藤 剛啓、立田 千秋

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠席者 (業務報酬基準ワーキンググループ 委員)近藤 敏春

<配付資料>

第31回建築設計制度等対応特別委員会・第16回業務報酬基準ワーキンググループ 合同会議議事録

資料1:業務報酬基準改定委員会幹事会WG(第14回)資料(抜粋)

資料2-1:工事監理ガイドライン策定委員会(第2回)資料

資料2-2:(表)(案1)-工事監理ガイドライン策定委員会(第2回)
資料

資料2-3:(表)(案2)-工事監理ガイドライン策定委員会(第2回)
資料

資料3:建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部
を改正する省令案に関するパブリックコメントの募集に
ついて

以下、事務局より連絡があった。

- ・業務報酬基準改定委員会及び同幹事会に係る当会での対応について検討するため、引き続き合同会議として開催した。なお、前回議事録について修正等があれば12日(金)までに事務局へ連絡することとした。

議事1.業務報酬基準改定委員会幹事会WGの報告及び当会での対応の検討について(資料1)

○佐々木委員より次の旨の報告があった。

- ・9月2日の幹事会WGで業務報酬に係る答申案が示された。今後4回の幹事会WGを経て9月24日に最終の改定委員会及び同幹事会が開催される予定である。

- ・「標準業務内容及び同解説(案)」では工事監理の定義は記載しない方向であるが、幹事会WGでは解説文のみでも記載することを強く求めている。
- ・法改正前後の業務量の増加について具体的な項目を挙げ、サンプルとして数事務所で業務量の算出を行い、幹事会WGで検討を行った。
- ・追加業務について、国の業務報酬基準・工事監理小委員会で示された追加業務の項目から消去及び場所が変わっている項目を整理した資料について、幹事会WGで検討することとなっている。
- ・実態調査における建築物の施設類型は現行のA:標準を1類に、B:標準より難とC:高度を併せて2類として表記する方向である。
- ・略算表は告示では250㎡～2万㎡で示す方向である。幹事会WGでは、大規模になるほど難易度もあがるため、「2万㎡を超の部分は「-」とし、注釈で回帰式では示せない」と表記することを意見している。
- ・業務量の施設類型で、「行政施設」について類型の見直しが行われる。現在は「行政施設」を他の施設分類に振り分ける方向である。「運動施設」と「教育施設」についても見直しが検討されている。
- ・幹事会WGに対して、告示に関して想定される問答が求められている。

以上の説明後、主には以下の発言があった。

- 告示に業務報酬基準の見直し期間について記載されるよう意見する必要があるのではないか。
- 施設類型では、「行政施設」は追加業務としてはどうか、逆に追加業務では報酬に反映されないのではないか、「行政施設の名称を変えて残してもよいのではないか」、「各々の分類『公益業務施設』として振分けてはどうか。」業務内容、追加業務、告示に関する想定問答等に関する意見等については16日までに事務局へ意見を提出することとした。

業務報酬基準の見直し期間については、24日の本委員会ま

で岡本副委員長より委員会で定期的な見直しについて意見を出すこととする。また、業務量の施設類型の見直しについては、日事連の意見としては「行政施設」は「公益業務施設」として残すことを原則とはするが、行政施設の用途の振分けを精査し、佐々木委員がとりまとめて幹事会WGで意見を出すこととした。

議事2.工事監理ガイドライン策定委員会・同幹事会の中間報告について(資料2-1～2-3)

- 佐々木委員より次の旨の報告があった。
- ・8月28日に幹事会が開催された。前回策定委員会との合同会議で基本方針が確認され、主に工事監理ガイドライン(案)の前書き部分や基本骨子の考え方、小規模事務所の工事監理の実態調査等について検討した。
- ・工事監理ガイドライン(案)は、非木造のルームを検討・確定後、木造に着手し、プロがプロに説明するものを作成後、プロがアマチュア(建築主)用を作成する。今後は幹事会に「非木造班」、「木造班」を設置し、工事監理ガイドラインの草案を作成することとしている。

以上の説明後、以下の発言があった。

- 実態調査について、設備専門の小規模事務所については再検討が必要ではないか。日事連での対応は難しい。内容については、まだ流動的な部分が多いため、今後も定期的に当委員会へ報告することとし、意見等があれば10月1日までに事務局へ連絡することとした。

議事3.建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントについて(資料3)

- 事務局より、8月23日付で建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントが9月21日まで行われている旨報告があった。

議事4.その他

- 次回日程について
次回委員会開催予定
(今回と同様に合同会議として開催する)

平成20年9月29日(月)16:00～18:00 日事連会議室

■第1回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年8月27日(木) 15:00～17:20

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

副委員長 宮原 克平

委 員 高橋 邦雄、國分 恵之、尾添 信行、中岡 数夫

担当理事 山崎 善利(日事連副会長)

事 務 局:高津充良、北野芳男、吉田 茂、恩田利昭、

上原規子、市川貴之

特別出席 三栖邦博(日事連会長)

欠 席 者 遠山 紀芳、福島 正継

<配付資料>

平成20・21年度「教育・情報委員会」名簿、機構、平成20年度事業計画

資料1:建築士定期講習について

資料2-1:「管理建築士資格取得講習」について

資料2-2:「開設者・属する建築士に対する研修」の基本的方向性と研修科目の例

資料3:建築CPD情報提供制度の活用等について

委員会に先立ち、三栖会長より、常任理事を委員長に、副会長を担当役員とする等、理事会・常任理事会との関わりを密にしたこと、法定講習等の状況、CPD制度の重要性について等挨拶があり、続いて山崎副会長、佐野委員長からも挨拶があった。委員・事務局の紹介が行われた。

1. 教育・情報委員会事業計画等について(名簿、機構、平成20年度事業計画・平成19年度事業報告)

・事務局より、教育・情報委員会の役割及び平成20年度事業計画「管理建築士資格取得講習」及び「建築士定期講習」の講習実施協力機関としての円滑な実施等4項目を軸に事業を実施すること、平成19年度事業報告について概略説明があった。

2. 建築士事務所に属する建築士の定期講習(建築士定期講習)の実施について(資料1)

2008-10 日事連会務月報

事務局より、資料1に基づき主に以下の説明があった。

- ・登録講習機関となる予定の(財)建築技術教育普及センター(以下、教育センターという)、(社)日本建築士会連合会・単位士会、日事連・単位会が「実施協力機関」として、建築士定期講習を実施することとし、基本合意書を締結した。
- ・士会側とは基本的には共同で実施するため、協議会等を設け適切な実施体制の整備が必要である。

資料1と同様の文書は、建築士会から単位士会にも送付される。

- ・初回開始は改正法施行後の21年2～3月等の実施スケジュール案を示した。本来、建築士定期講習は3年度毎の受講が義務付けられているため、20年度内に受講した場合でも23年度内に再度受講しなければならないこととなる。法的観点からは23年度中に初回受講でも問題はないが、日事連としては法改正後、事務所に属する建築士の方には率先して受講できる体制を整えたい。

- ・平成21年度2～3月の建築士定期講習開催については、当然ながら管理建築士資格取得講習の開催を優先させるが、他団体だけが先行して行った場合、今後受講者は先方へ流れることが懸念されるため、単位会の事情を勘案しながら極力開催していただきたい。

- ・このスケジュールで行うためには会場確保等の準備に取りかかる必要があり、「業務分担(案)」、「受講料(案)」、「当面の基本方針(案)」、「当面のスケジュール(案)」について8月29日の常任理事会に諮る必要がある。

- ・建築士定期講習は、3年に1度の講習修了が義務付けられているため、毎年・同程度規模の講習として永続的に実施していく必要がある。また、事務所に所属する建築士がその対象であるため、団体として当初から積極的に取り組む必要があると考えられる。

- ・民間企業の参入があることを念頭に置く必要がある。

以上の説明に続き、主に以下の発言等があった。

- 民間企業の参入も想定されているが、受講料(案)は妥当か?
- 講習会実施関係団体における、現段階での実費や事務手

数料を勘案した金額であるが、以降、状況に応じて見直しは行っていきたい。

- 受講料を先行して振込む方式は改め、確実に受講が決まった段階での収受方式への変更を要検討である。管理建築士資格取得講習時の様な、振込み済みだが申込みできず、入金返却処理が要る状況は回避したい。
- 単位会からも多数改善要望が出されている案件である。より適切な収受方法について教育センターに要望を伝え、協議したい。
- 単位会で講習実施が重なっている状況や、23年度にも定期講習を受ける必要があるという観点から、21年2月・3月の開催は本当に必要か？
- 猶予期間があるとはいえ、早期に受講するという志の高い事務所もある。業の団体としても他団体に先駆けて取り組んでいきたい。

検討の結果、「当面の基本方針(案)」について、21年2月・3月の建築士定期講習は実施する、建築士会との実施パターンを具体的に示すことを原則とする等、表記方法を事務局で資料1を精査し、8月29日の常任理事会に諮ることとした。

3. その他の講習及び研修について(資料2-1、2-2)

事務局より主に以下の説明があった。

(1) 管理建築士資格取得講習について

- ・6月26日～7月18日に受講申込書の配布、受講申込受付が7月1日～18日に行われた。主に大都市圏で受講者が殺到し、受講申込書が不足した。8月20日の静岡県を皮切りに開催が開始している。
- ・改正建築士法施行後の会場確保要請文書は定期講習要請文書に合わせ、同時に発信する予定である。
- ・みなし講習の状況、みなし講習追加講習(追加会場含む)及び改正建築士法施行後の講習のスケジュール等について資料2-1に基づき説明があった。

(2) 開設者及び属する建築士に対する研修について

- ・「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」で検討された、基本的な方向性や具体的な研修科目例、について説

明があった。

- (1)は、注視していくこととし、(2)は、各委員で資料を持ち帰り、参考意見・参考的な講習等があれば事務局に送付することとし、次回以降検討を行う予定とした。

4. 建築CPD情報提供制度の活用について(資料3)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・国土交通省では官庁営繕事業に係る設計/工事監理業務の受注者選定に際して、建築CPD情報提供制度のCPD実績を評価する方針決定している。また、日事連は独自のCPD制度を構築していない状況がある。建築CPD情報提供制度を積極的に活用していきたいと考えている。
- ・制度の活用に向けて単位会等へ周知を推進していく必要があるため、本制度の活用推進並びに具体的な「プログラム」の認定申請方法等について、運営事務局である教育センターと協議を重ね、単位会に案内文書等を送付することとしたい。

説明に続き以下の発言があった。

- 広島・徳島等は協議会等を設け直接CPDに開催団体に係わらず講習会登録申請を行っている。愛媛も立ち上げ予定がある。

委員会冒頭にも委員より「建築CPD情報提供制度の活用」については、重要度が高いので、具体的に事業を進める必要がある旨発言があった。

今後、事務局でも内容等を精査し、単位会へ案内文を送ることとした。

5. その他

- 次回教育・情報委員会日程について
次回委員会開催予定
平成20年10月15日(水)14:00～16:00 日事連会議室

■第1回 指導運営委員会 概要

日 時 平成20年8月21日(木) 14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長：髭右近外嘉 担当副会長：鈴木誠一

副委員長：上原伸一

委員：佐藤眞彦、飯窪功児、桜井紘一、森口勝重、
山上紀麿、中野 満

事務局：高津、北野、恩田、鈴木

提出資料

委員名簿

資料1：平成20年度日事連の機構及び事業計画について

資料2：「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」成果報告 - 各規
程について

資料3：「苦情の解決業務」の実施準備について(案)

資料4：苦情の解決業務育成支援制度の創設(案)

参考資料：内部向け苦情解決業務ガイド(暫定案)

参考資料：弁護士法の関係条文

会議に先立ち、鈴木担当副会長並びに髭右近委員長より
冒頭挨拶がなされた。また、委員による自己紹介を行っ
た。

議事1. 指導運営委員会に係る事業計画について

- 平成20年度日事連の機構の中で当委員会が常置委員会
に位置づけられていること、また、事業計画として苦情
の解決業務を円滑に実施していくこと、倫理規程等の策
定に取り組むことが上げられていることを確認した。

議事2. 苦情の解決業務対応ワーキングチームの報告について

- 本年6月16日全国会長会議に提出した「苦情の解決業務対
応ワーキングチーム」の成果報告(資料2)について事務局より概
略説明がなされた。
- 今後各ブロック協議会の要請に応じて各規程について等の説明
会を行う予定にしている。

議事3. 改正建築士法施行に向けた苦情の解決業務の実施準
備について

- 改正建築士法の建築士事務所協会の法定団体に係る規定
の施行後は、単位会が主体的に苦情の解決業務を実施す
ることになる。このため、当該規定の施行に備えて、苦情

の申出に対して万全に対応できるよう日事連会長から
単位会会長宛へ実施準備のお願い文書を送付すること
としたい旨事務局より資料3に基づき提案した。

- 苦情の解決業務対応ワーキングチームにおいて、日事連から単位
会への助成の方法について検討を行ってきた。

検討の結果、苦情の解決業務育成支援制度の創設(案)とし
て、新制度発足時にあたって単位会がその業務体制を確立
するための経費及び苦情の申出人と面談を行った案件に対
して一定の期間、日事連より単位会へ一部助成していくこ
とを提案する旨事務局より資料4に基づき説明した。

本件を協議した結果、この提案について資料3、資料4の
とおり承認した。

今後8月29日の常任理事会で指導運営委員会並びに当ワーキ
ングチームからの提案事項として審議を諮ることとする。

- 次回委員会 平成20年12月9日(火)13:30～16:00

■ 行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますので
ご了承ください。

平成20年

10月15日 教育・情報委員会

17日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款改正検討委員会

23日 改正法周知ワーキングチーム

28日 建築設計制度等制度等対応特別委員
会・業務報酬基準ワーキンググループ
合同会議

11月12日 監査会(上半期事業収支報告)

14日 常任理事会

18日 広報・渉外委員会

19日 総務・財務委員会、四会連合協定建築
設計・監理業務委託契約約款改正検討委
員会

■第1回 日本建築士事務所政経研究会役員会 概要

1. 日 時 平成 20 年 7 月 25 日(金)11:00～13:00

2. 場 所 日事連会議室

3. 出 席 者 ○印は出席者

会 長 ○山本 茂男(高 知)

幹 事 長 ○外木場久雄(兵 庫)

会計責任者 ○鈴木 誠一(秋 田)

職務代行者 ○北野 芳男(日事連)

幹 事

○野呂 敏秋(青 森) 本澤 宗夫(栃 木)

○山田 美光(群 馬) ○山崎 善利(静 岡)

○髭右近外嘉(石 川) ○佐野 吉彦(大 阪)

木村 旭(岡 山) ○八島 英孝(福 岡)

○原田 照行(佐 賀)

(特別出席)

日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 ○市川 貴之

4. 議 長 山本茂男会長

5. 議事録署名人 山本茂男会長、野呂敏秋幹事

6. 議 事

(1)報告事項

1)前回議事録の確認

事務局から、第34回臨時総会(6/16)の議事録(資料1)について、概要説明を行い、議長が委員に確認したところ、了承された。

(2)協議事項

1)日事政研の運営方法について

山本議長より、今後の運営方法等について、自由に忌憚のないご意見をいただきたい旨の発言があり、次の趣旨の意見交換がなされた。

国会議員との関係について、日事政研として自民党とのみ関係を続けていくことの是非をはじめ、単位政研

では業界に理解のある民主党議員とも良好な関係を築いている事例も多くある旨、さらには、既存の議員連盟加入議員との関係が没交渉となってしまう若手議員の加入を望んでいる旨、同じく既存の議員連盟加入議員が高齢化し関係が弱まっている中、交代をお願いするわけにもいかず困惑している旨、また、県政において非自民の勢力が強く自民党以外の政党とも関係を密にしていく必要がある旨等の発言があった。

日事政研の運営方針について、具体的な活動内容が末端まで伝わりにくい状況が最大の問題である旨をはじめ、姉歯事件での国会における質疑を見ても国会議員には建築制度等の基礎的なことが理解されていないため、日頃から国会議員への周知活動を行う必要があるとともに、適切な議論がなされるよう日事政研としてもしっかりとした議論を行っていく必要がある旨、また、他の建築関係団体との共闘についても協議していく必要がある旨等の発言があった。

建築設計議員連盟のあり方について、議連の幹部が大臣に就任した場合、議連としての活動が停滞しがちであるため、議連の活動に機動性を保つ必要性からも、議連として迅速な対応ができるような執行体制の措置が必要になるのではないか、また、将来的な政局を見据えた上で、超党派的な組織とすることも視野に入るべきではないか等の発言があった。

以上の発言の後、山本会長より、「今後の日事政研の運営方針について、当面は、従来どおり、自民党との関係を主軸として相互協力関係をより強固なものとし、日事政研としての要望の実現を図っていきたいと考える。但し、その一方で、単位政研・単位会においては、それぞれに固有の事情等も勘案し、県政との良好な関係を築いていく上で、自民党以外の政党との協力も含め、最適な方法を

選択いただく等、幅のある体制で臨みたい。また、建築設計議員連盟のあり方については、本来が加盟している国会議員による運営組織であるため、日事政研の一存で変更することはできないが、今後、関係議員との協議を進めていきたい。

今回は、初の会合ということで、こうしたフリースタイル的な形を採らせていただいたが、有意義な意見交換ができたと思う。今回の協議内容を踏まえ、今後の会合において一層議論を深めていくこととしたい。」旨の発言があり、委員の了承を得た。

2) 建築設計議員連盟総会の件

事務局より、過年度の「建築設計議員連盟」総会等の開催状況(資料2)に併せ、「今年度の議員連盟総会の開催日程及びテーマ等をいかがすべきか。」旨の説明が行われた。

山本会長からは、「本件については、今後の内閣改造を終えた後ではないと具体的な日程等を決められないため、今後の政局等を注視しつつ、最適なタイミングを見計らって総会を開催する方向で引き続き検討を進めることとしたい。」旨の発言があり、委員の了承を得た。

(配布資料)

資料1: 第34回臨時総会(6/16)議事録

資料2: 過年度「建築設計議員連盟」総会等開催状況

参考1: 建築指導課長宛て要望書(6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート)

参考2: 建築設計議員連盟名簿

■ 9月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成20年9月1日～9月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	661	- 1	5,746	11.5	211	+ 1	31.9
青 森	142		1,271	11.2	29		20.4
岩 手	279	+ 1	1,371	20.4	54		19.4
宮 城	264		2,787	9.5	51	+ 2	19.3
秋 田	174		1,701	10.2	44		25.3
山 形	195		1,659	11.8	44	+ 1	22.6
福 島	175	+ 3	2,163	8.1	47		26.9
茨 城	501		2,809	17.8	127	+ 1	25.3
栃 木	173		1,846	9.4	85		49.1
群 馬	175	- 8	2,345	7.5	89		50.9
埼 玉	554	+ 4	6,287	8.8	89		16.1
千 葉	401	+ 2	4,543	8.8	85	+ 2	21.2
東 京	1,259		18,089	7.0	289	+ 4	23.0
神奈川	759		7,681	9.9	138	+ 1	18.2
新 潟	280		3,015	9.3	94		33.6
長 野	556	- 3	2,943	18.9	109		19.6
山 梨	120		1,095	11.0	12		10.0
富 山	242		1,542	15.7	50	+ 1	20.7
石 川	259		1,683	15.4	53	+ 1	20.5
福 井	245		1,184	20.7	55		22.4
静 岡	520	+ 4	4,064	12.8	123		23.7
愛 知	632	+ 1	6,041	10.5	135	+ 2	21.4
三 重	185		1,715	10.8	61		33.0
滋 賀	202	- 5	1,503	13.4	29		14.4
京 都	270		2,609	10.3	74		27.4
大 阪	1,050		8,134	12.9	169		16.1
兵 庫	503		4,478	11.2	126	+ 1	25.0
奈 良	136		1,108	12.3	18		13.2
和歌山	118		912	12.9	24		20.3
鳥 取	86		660	13.0	42		48.8
島 根	158	+ 2	956	16.5	49		31.0
岡 山	469		1,958	24.0	54		11.5
広 島	384		3,081	12.5	109		28.4
山 口	127	- 1	1,630	7.8	37	+ 2	29.1
徳 島	100		1,169	8.6	14		14.0
香 川	105		1,574	6.7	15	+ 1	14.3
愛 媛	128		1,562	8.2	20		15.6
高 知	154	+ 2	896	17.2	16		10.4
福 岡	519	+ 2	4,503	11.5	126		24.3
佐 賀	171		793	21.6	28		16.4
長 崎	225		1,137	19.8	37		16.4
熊 本	227		1,723	13.2	79	+ 1	34.8
大 分	208	+ 1	1,193	17.4	38		18.3
宮 崎	148		1,569	9.4	69		46.6
鹿児島	320		1,726	18.5	73	+ 1	22.8
沖 縄	172		1,436	12.0	42	+ 1	24.4
計	14,731	+ 4	129,890	11.3	3,362	+ 23	22.8

建築士事務所登録数は平成19年9月末日現在の数字である。